

つくば市記者会 御中

発信日：令和2年（2020年）12月18日（金）

発信元：つくば市 教育局 文化財課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

ユネスコ無形文化遺産の保存団体となった 日本茅葺き文化協会へ、市長が祝辞を送りました

令和2年（2020年）12月17日（木）、ユネスコ政府間会議において、「伝統建築
工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の無形文化遺産登録が正式に決定
されました。

つくば市内に事務局を置く「一般社団法人 日本茅葺き文化協会」が保存する「茅
採取」も、木造建造物を受け継ぐための伝統技術の17件の内の一つとなっていま
す。

つくば市長は、この度の日本茅葺き文化協会の快挙に対し、別紙のとおり祝辞を送
りました。

○添付資料

- ・市長祝辞
- ・「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無
形文化遺産登録（代表一覧表記載）について（令和2年12月17日・文化庁報
道発表資料）
- ・「茅採取」概要（令和2年11月17日・文化庁報道発表資料から抜粋）

○日本茅葺き文化協会について

- ・全国の茅葺き・茅採取の技術者や研究者で構成
- ・筑波大学名誉教授 安藤邦廣氏を代表理事とし、つくば市内に事務局を置き
活動
- ・活動内容は、茅採取の伝承者養成や茅葺き文化の調査研究・広報等
- ・平成30年（2018年）、文化庁が国選定保存技術「茅採取」の保存団体に認定

※活動の詳細や写真等の提供については、以下事務局へ直接お問合せください。

連絡先 一般社団法人 日本茅葺き文化協会 事務局
（つくば市北条184、電話 029-867-5829）

一般社団法人日本茅葺き文化協会
代表理事 安藤 邦 廣 様

この度、貴会が保存・継承する「茅採取」を含む「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されましたこと、誠にめでたうございます。

貴会による技術者の育成や茅葺き文化の広報等の活動は、未来に向けて大変意義のあるものと敬服いたします。また、つくば市内を拠点とする貴会が世界に認められたことも、つくば市として大変うれしく、誇らしいことです。

今回の登録では、技術の背景にある伝承の仕組みや環境との共生を含めて、一つの文化として評価されています。持続可能な社会を目指す私たちにとって注目すべきことで、自らの生活を省みる機会とも感じています。

つくば市内にも、茅葺き等の伝統技術が用いられた文化財建造物が、多数ございます。先人から受け継いだ文化財を次世代に伝えていくためには、伝統技術による修理や維持管理が必要となります。しかし、かつて身近にあった伝統技術は社会の変化によって全国的にも貴重なものとなってしまい、改めてその大切さを実感しています。つくば市といたしましても、市内の文化財の保存と活用をより一層進め、市民とともに誇りをもって後世に伝えていけるよう、努めて参ります。

最後に、今後とも貴会のますますの御活躍を祈念し、お祝いの言葉とさせていただきます。

令和2年12月18日

つくば市長 五十嵐立青

令和2年12月17日

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）について

ユネスコ無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会において、我が国より提案した「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の代表一覧表記載に関する審議が行われ、12月17日（木）（15時7分〔日本時間12月17日（木）23時7分〕）、「記載」との決議がなされましたので、菅内閣総理大臣メッセージ、萩生田文部科学大臣談話と併せて、お知らせいたします。

1. 政府間委員会の審議結果

○「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」については、「記載」の決議がなされた。

（参考）決議の3区分

- ・①「記載（Inscribe）」：記載するもの。
- ・②「情報照会（Refer）」：締約国に追加情報を求めるもの。
- ・③「不記載（Decide not to inscribe）」：記載にふさわしくないもの。

2. これまでの経緯

○「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」は、国選定保存技術（保護団体認定）の17件を構成要素として提案したもの。

<関係年表>

平成31年 3月 「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を提案。

令和2年11月 評価機関より「記載」の勧告。

令和2年12月 第15回政府間委員会において「記載」の決議。（現地時間：12月17日）

(参 考)

◇政府間委員会

ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国（令和2年11月現在180か国）から選出された24か国で構成。年1回開催され、評価機関の勧告を踏まえ、代表一覧表への登録等について最終決定を行う。

※日本は現在委員国を務める（任期：2018年～2022年）。

<政府間委員会委員国一覧>

地域	委員国
西欧	オランダ、スウェーデン、スイス
東欧	アゼルバイジャン、ポーランド、チェコ
中南米	ジャマイカ、ブラジル、パナマ、ペルー
アジア大洋州	日本、中国、スリランカ、カザフスタン、韓国
アフリカ	ジブチ、カメルーン、トーゴ、ボツワナ、コートジボワール、ルワンダ
中東	クウェート、モロッコ、サウジアラビア

<担当> 文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
室長 山田（内線 4784）
室長補佐 守山（内線 2870）
無形文化遺産係 吉川・櫻井（内線 4698）
電話：03-5253-4111（代表）， 03-6734-4698（直通）
FAX：03-6734-3820

提案概要

1. 名 称

伝統建築工匠こうしやうの技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術

2. 内 容

木・草・土などの自然素材を建築空間に生かす知恵，周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用，健全な建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な木工・屋根葺ぶき・左官・装飾・畳など，建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら，工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術。

3. 分 野

伝統工芸技術，自然及び万物に関する知識及び慣習

4. 構 成

国の選定保存技術のうち以下の17件。

「建造物修理」，「建造物木工」，「檜皮葺ひわだぶき・柿葺こけらぶき」，「茅葺かやぶき」，「檜皮採取ひわだ」，「屋根板製作」，
「茅採取かや」，「建造物装飾さいしき」，「建造物彩色うるしぬり」，「建造物漆塗」，「屋根瓦葺がわらぶき（本瓦葺ほんがわらぶき）」，
「左官（日本壁）」，「建具製作」，「畳製作そうこう」，「装潢修理技術」，「日本産漆生産・精製」，
「縁付金箔製造えんつけきんぱく」

5. 保護措置

伝承者養成，研修発表，技術・技能錬磨，記録作成，原材料・用具の確保 等

6. 提案要旨

○木工・屋根葺ぶき・左官・装飾・畳などの伝統建築修理の技術は，木・草・土などの脆弱ぜいじゃくな自然素材で地震や台風に耐える構造と豊かな建築空間を生み出し，法隆寺をはじめとする歴史的建築遺産に不可欠な保存修理においては，建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な技術であり，棟梁とうりやうを中心とする職種を越えた組織の下，伝統を受け継ぎながら，工夫を重ねて発展してきた。

○歴史的建築遺産と技術の継承を実現する適切な周期の保存修理は，郷土の絆きずなや歴史を確かめる行事であり，多様な森や草原等の保全を木材，檜皮ひわだ，茅かや，漆，い草などの資材育成と採取のサイクルによって実現するなど，持続可能な開発に寄与するものである。

○このような「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は，法隆寺をはじめとする世界文化遺産となった木造建造物や，日本の建築文化を支える無形文化遺産の保護・伝承の事例として，世界の建築に関わる職人や専門家との技術の交流，対話が深められ，国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

伝統建築^{こう しょう}工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術

	選定保存技術	保存団体
1	建造物修理	(公財)文化財建造物保存技術協会
2	建造物木工	
3	ひわだぶき こけらぶき 檜皮葺・柿葺	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会
4	かやぶき 茅葺	
5	ひわだ 檜皮採取	
6	屋根板製作	
7	かや 茅採取	(一社)日本茅葺き文化協会
8	建造物装飾	(一社)社寺建造物美術保存技術協会
9	建造物 ^{さいしき} 彩色	(公財)日光社寺文化財保存会
10	建造物 ^{うるしぬり} 漆塗	
11	屋根瓦葺 ^{ほんがわらぶき} (本瓦葺)	(一社)日本伝統瓦技術保存会
12	左官(日本壁)	全国文化財壁技術保存会
13	建具製作	(一財)全国伝統建具技術保存会
14	畳製作	文化財畳保存会
15	そうこう 装飾修理技術	(一社)国宝修理装飾師連盟
16	日本産漆生産・精製	日本文化財漆協会
		日本うるし掻き技術保存会
17	えんつけ きんぱく 縁付金箔製造	金沢金箔伝統技術保存会

※文化財保護法に基づく国の選定保存技術 17件(14団体)

決議全文

委員会は：

1. 日本が**伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術**（No. 01618）を人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に向けて提案したことを確認する。

日本における木造建造物の保存と継承は、一連の伝統的な技能、技術と知識にある。国土の約70%が森林で覆われているため、木は古代から家屋に用いられてきた。実際に、世界最古の現存する木造建造物は、7世紀初めに建立された法隆寺である。この提案書に記述された17の技能の例として、左官（日本壁）、檜皮採取、建造物漆塗、畳製作ほかが含まれる。19世紀までは、熟練の職人が弟子たちを伝統的な技能の知識を継承する後継者として育成してきた。近代化に伴い、このプロセスはより困難となり、保存団体が結成されるようになった。こうした知識には、建造物の新築技術のみならず、既存の建物の修理も含まれる。この国の温暖湿潤な気候のため、修理は定期的に行われなければならない。修理現場では、異なる技能を持つ職人たちが協働し、いくつかの補修作業は地元住民の参画を必要とする。例えば、茅葺屋根は20年毎に葺き替えなければならない、多くの人手を必要とする。本件は、このため、協力と社会の一体性を促進し、日本人の文化的アイデンティティを強化するという社会的機能を持つ。

2. 提案書に含まれる情報をもとに、提案が、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載のための以下の基準を満たしていると考慮する：

R. 1: 締約国は、木造建造物の保存と継承に関連した、無形文化遺産の一要素としての技能、技術と知識、特に伝統的な職人技、自然に関する知識と経験について明確な記述を提供している。提案書は、本件が協力と社会の一体性を如何に促進しているかを示し、日本人の文化的アイデンティティ強化というその文化的機能について説明している。本件の担い手は、主に団体としてまとまっている職人たちである。提案書に用いられている用語を含め、ジェンダーの平等は尊重されている。

R. 2: 提案書は、記載が本件そのものと無形文化遺産全般についての認知と意識の向上に如何に貢献するかを記述している。提案書は、また、有形と無形の文化遺産の間の不可分な関係について、前者を後者の本質的な一部として描きつつ、有力な論拠を提示している。協力とコミュニケーションが修理作業にとって不可欠なものであることから、この

記載は職人たちの間の、また、修理現場の地元住民との対話を強化する。さらに、提案書は、木造建造物のデザイン、構造と過程に関わる創造性によって、地域的な多様性や、原材料の入手に関するバリエーションが如何に促進されているか十分に記述している。

R. 3: 提案書は、過去及び現在実施されている措置に沿う形で、幅広い将来の保護措置を提示している。その中には、政府からの補助金、ふるさと文化財の森の管理への支援と、関係する活動へのリソースの分配とともに、後継者育成、記録作成、調査、普及啓発が含まれる。これらの措置は、世代を通じたこの技術の実践の保護に、長期的な持続可能なインパクトを与えていることが証明されている。これらはさらなる取組を通じて一層強化され、進化していく。これらの保護措置の開発と実施のためのイニシアティブは、関係するコミュニティ（職人たちにより結成された団体）によるものである。国は、支援と調整の役割を果たし、森林の保全や技術を紹介するフェアなど特定のイニシアティブに対して援助を提供している。

R. 4: この提案のイニシアティブは、伝統建築工匠の会により始められた。政府は、関係するコミュニティと恒常的に対話し、記載によって起こり得るポジティブ・ネガティブ両方の効果について情報を提供した。提案を準備する長いプロセス（2010年以来）は、コミュニティのメンバーと他のステークホルダーの同意に反映されている。

R. 5: 本件は、日本の無形文化遺産の目録に含まれた17の技術により構成されている。目録は、毎年文化審議会の助言に沿って更新されている。職人たちのコミュニティは、目録の作成に能動的に参画した。

3. **伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術を人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載することを決定する。**
4. 締約国が、大変よく調べられ、代表一覧表への記載が無形文化遺産全般の重要性の認知と意識の向上の確保に如何に貢献できるかを示す好例となる提案書を提出したことを称讃する。
5. さらに、締約国が無形文化遺産と有形文化遺産である建造物との本質的な関係に光を当て、持続可能な開発に沿った提案を行ったことも称讃する。
6. また、締約国が、提案準備において関係するコミュニティの参画を得る模範的プロセスを示した提案書を提出したことも称讃する。

「伝統建築工匠の技」のユネスコ無形文化遺産登録
に当たっての総理メッセージ

日本には、法隆寺や姫路城など、世界に誇る多くの木造建造物が残されています。これらを今も私たちが目にすることができるのは、何世紀にもわたり受け継がれてきた伝統的な技術により修理されてきたことの賜物です。

建造物を修理する様々な技術が、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」としてユネスコ無形文化遺産に登録されましたことを、心から嬉しく思います。

日本各地で人から人へと受け継がれてきた伝統的な技術を、次の世代へ継承するとともに、この素晴らしい技術を国内外に発信していきたいと思えます。

令和2年12月17日

内閣総理大臣 菅 義 偉

「伝統建築工匠の技」のユネスコ無形文化遺産登録
(代表一覧表記載) に当たっての萩生田光一文部科学大臣談話

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことは大変喜ばしいことです。日本の伝統的な技術の保護・伝承に取り組んでこられた関係の皆様にご心よりお祝い申し上げます。

今回の登録は、計17件の国選定保存技術を「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」として一括して提案し、認められたものです。日本の豊かな特色ある建造物を生み出し受け継いできた技術が、広く国内外に発信されることを期待します。

「伝統建築工匠の技」は、日本の古来より受け継がれてきた木造建造物の修理技術で構成されています。自然素材を活かしながら豊かな建築遺産を生み出してきたこれらの技術の登録によって、我が国の伝統的な技術への理解が深まり、持続可能な開発に寄与し、新たな地域活力の力となることを願っています。

文部科学省としては、これらの技術が次世代に着実に継承されるとともに、我が国の文化のさらなる発信と魅力の向上につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

ユネスコ無形文化遺産について

2020年12月現在

条約の概要

- 2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]
 【目的】 ■ **無形文化遺産の保護** ※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)
 ■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等
 【内容】 ■ **「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(代表一覧表)の作成**
 ■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
 ■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 180

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等 **現在 22件** (世界全体では463件(〜12/14まで))

重要無形文化財 重要無形民俗文化財 選定保存技術 文化審議会決定

2008	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりふんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎
2009	ががく 雅楽 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと 【石川】 ちやっきらこ チャッキラコ 【神奈川県】	おちやちみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布 【新潟】 はやちねかくら 早池峰神楽 【岩手】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽 【秋田】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊 【宮城】 だいもくたて 題目立 【奈良】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊 【北海道】
2010	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬 【茨城・栃木】	
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植 【広島】	さだしんのう 佐陀神能 【島根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやまつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】 本美濃紙 , 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012	なちのてんがく 那智の田楽 【和歌山】		
2013	わしやく 和食 ; 日本人の伝統的な食文化		
2014	わし 和紙 : 日本の手漉和紙技術	にほんのてすきわしぎじゆつ 石州半紙 , 本美濃紙 , 細川紙	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
2018	らいほうしん 来訪神 : 仮面・仮装の神々	かめんかそうのかみがみ ※2009年に無形文化遺産に登録された飯島のトシドン【鹿児島】に、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。	
2020	でんとうけんちくこうしょうのわざ 伝統建築工匠の技 : 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんぞうぶつをつくためのでんとうぎじゆつ ※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加して計17件の選定保存技術をして登録。	
2022 (未定)	ふりゆうおどり 風流踊	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川県】に、国指定重要無形民俗文化財である綾子踊【香川】、など36件を追加し、計37件の行事として拡張登録。【2020年3月に提案済。審査時期未定】	

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
 [各年, 50件の審査件数の制限]
 * 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
 * 我が国の案件は実質2年に1回の審査となっている
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
 - ① 記載(inscribe)
 - ② 情報照会(refer) ⇒ 追加情報の要求
 - ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
 - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
 3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人により可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

7. 茅採取(かやさいしゅ)

選定年月日：平成30年9月25日

保存団体名：(一社)日本茅葺き文化協会

概要：

茅採取は、^{かやさいしゅ}屋根葺の一種で農山村の民家に多く見られる茅葺に用いるための、ススキやヨシ等を育成し、採取する技術である。

茅の採取は、本来は地域住民によって行われた農作業の一つであったが、建築資材としての需要減少、農業形態の変化により必要性が薄れた作業である。

^{かやかり}茅刈り、乾燥させるための^{かやた}茅立て、選別して屋根葺材料に^{こしら}拵^{かやすぐ}える茅選り、これら一連の作業を手際よく行う技術がなければ、屋根葺に用いる良質で大量の茅を得ることは不可能である。

茅の育成、茅場の管理も、地域の地勢や植物に関する知識や慣習の蓄積によって支えられてきたものである。質の確保のために火入れを行う場合にも、地勢や工程に関する知識や経験がなければ危険な作業である。

現在重要文化財として保存されている茅葺の建造物を維持し、後世に伝えるためには茅採取の技術は欠くことができない重要な技術である。



茅刈りの様子



茅立ての様子